



「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」に関する

申し入れを提出！

申6号

JR東労組は、申2号「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」に関する説明申し入れの議論を基に、組合員と議論を行ってきました。

組合員からは、特に扶養手当の増額や出産祝金について更なる増額を求める声が多くあります。社会環境の急激な変化に対応するために様々な施策が実施されていますが、業務に対するモチベーションを維持するためには、安心して生活できる環境や働きやすい環境を整えることが必須です。その中でも子育て支援の充実を図ることは、人材確保と定着の観点からも今後ますます重要性が増してくるものと捉えています。また、統括センター発足に伴って通勤範囲が拡大している現実のなか、別居手当の支給範囲や入寮要件の拡大により、現状の課題が解消されることを期待する声も強まっています。

一方で、団体交渉では会社から、扶養手当の見直しについて「現段階においては妥当な水準である」「経済的な負担を踏まえ第2子、第3子に着目した」とあり、配偶者と第1子の支給額を増額しない理由が示されました。しかし、組合員からは「公平感がない」「一人育てることも大変」との不満の声と、配偶者が働かなくても働けない現実や経済的な負担を鑑みて第1子を持つことすら悩んでしまう現実もあります。多くの組合員・社員が安心して生活できる環境をつくるためには、配偶者と第1子の支給額の増額が必要です。

組合員・社員が納得感を持ち、仕事と育児の両立を図るためにより良い環境を構築するため、団体交渉を行っていきます！



要求項目

1. 扶養手当について、配偶者及び18歳未満の子のうち第1子の支給額を5,000円増額すること。
2. 扶養手当における障がいの範囲について、「所得税に定める特別障害者」ではなく「障害者手帳を交付されている者」へ拡大すること。
3. 管理手当の見直しについて、扶養手当の見直しとの均衡を図る目的ともあることから、増額による役割等の拡大をしないこと。
4. 「難病や障がいのある子」を養育する社員の育児・介護勤務A、B及び養育休暇の取得可能期間の制限を撤廃すること。
5. 「難病や障がいのある子」以外の、育児・介護勤務および養育休暇の取得可能期間を中学校3年生の年度末までとすること。
6. 統括センター化に伴い、勤務地が変わらない担務変更等においても、単身赴任での入寮希望があった場合は年齢に関係なく入寮を認めること。
7. 出産祝金については、2023年4月1日以降の出産時を対象とし、子1人につき30万円に支給拡大すること。
8. JR東京総合病院以外での出産においても出産費用として5万円を支給すること。

安心して生活できる環境と働きやすい環境をつくり出そう！